

令和3年度第2回高知県防災関連製品認定制度申請の手引き

1. 目的

これまで数多くの災害に見舞われてきた高知県の企業等による技術・ノウハウから生み出された防災関連製品・技術について、品質や安全性等の観点で審査を行ったうえで「高知県防災関連登録製品」として認定し、「メイド・イン高知」の防災関連製品・技術としてその更なる育成を図るとともに、県内外へその魅力を発信する。併せて「高知県防災関連登録製品」の認定を目指した取組を促進することにより、防災関連産業の振興を図る。

2. 対象となる製品・技術

県内に本社又は当該製品の製造に係る主たる事業所を有する個人事業主、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体が、製造又は開発した防災関連の製品、技術であること。

3. 募集期間

令和3年9月29日(水)～令和3年10月27日(水)

4. 応募方法

次の書類を記載し、下記の提出先へ郵送又は持参してください。

※新型コロナウイルス感染症対策の観点から原則郵送にて応募してください。

①提出書類

- ・高知県防災関連製品認定制度に係る認定申請書(押印不要)

②提出先

- ・郵送の場合

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20

高知県商工労働部工業振興課 ものづくり支援担当あて

※ 受付期間終了日(令和3年10月27日(水)17:00 必着)

- ・持参の場合

高知県庁5階 高知県商工労働部工業振興課 ものづくり支援担当まで

※ 持参の場合も、令和3年10月27日(水)17:00までにご提出ください。

③提出部数：1部

④添付書類

次の書類を各1部ご提出ください。

ア 企業・製品のパンフレット、企業ホームページでの掲載内容の写し、写真、試験データ等、応募する製品の概要や補足説明の資料

イ 県税を滞納していないことの証明書

ウ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書

※申請者が高知県の入札参加資格者として登録を受けている場合は、上記イ、ウの書類は添付を省略できます。

※必要に応じて、資料の提出を追加でお願いする場合があります。また、ご提出いただいた応募用紙、参考資料等は原則返却いたしませんので、ご了承ください。

申請に必要な提出書類

○：必ず提出

△：入札参加資格者として登録を受けている場合は省略可能

提出書類	法人の 場合	個人の 場合	発行場所 (依頼先)
認定申請書 ・「申請者」は、法人の場合は代表者、個人の場合は本人になります。 ・申請受付開始日時点での状況をご記入ください。 ・企業・製品のパンフレット、企業ホームページでの掲載内容の写し、写真、試験データ等、応募する製品の概要や補足説明の資料を添付してください。	○	○	/
県税全てに係る納税証明書(写し可) 公募開始日の前日までに納期限の到来する法人事業税、法人都道府県民税及び個人事業税等で、滞納がないことが分かる証明書を提出してください。個人の場合は個人県民税(住民税)についての証明書も必要です。 なお、申請日から3月以内に発行されたものを提出してください。 ※納税証明書は有料となります。また、提出された納税証明書については、発行した税務署又は県税事務所に確認する場合があります。	△	△	登録事業所のある都道府県税事務所
	—	△	個人県民税は住所地の市町村
消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可) 納税証明書の「その3(未納税額のない証明用)」、「その3の2」、又は「その3の3」を提出してください(「その1」及び「その2」は不可です。) なお、申請日から3月以内に発行されたものを提出してください。	△	△	申請者の所在地のある税務署

5. 認定方法及びスケジュール

①審査体制

高知県防災関連製品認定審査会(以下「審査会」という。)が、高知県防災関連登録製品の対象となる製品を審査します。

※11月下旬～12月中旬(予定)に開催予定の審査会でプレゼンテーションを行っていただきます。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、オンラインでのプレゼンとする可能性があります。

②審査結果

高知県防災関連産業交流会は、審査会の報告を受けて、高知県防災関連登録製品として認定の可否を決定します。その後、当該申請者に対して、結果を通知します。

③スケジュールは、以下のとおりです。

公募期間：令和3年9月29日(水)～10月27日(水)

審査会：令和3年11月下旬～12月中旬(予定)

結果通知：令和3年12月中(予定)

6. 問合せ先

高知県防災関連産業交流会事務局

高知県商工労働部工業振興課 ものづくり支援担当：梅原、杉本、竹内

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20(TEL:088-823-9724)